第百十四条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第六条第五項の規定による観光地形成促進計画の受理、同条第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による観光地形成促進計画の受理、同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第七条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め及び同条第三項の規定による勧告に関する事項については、内閣総理大臣及び国土交通大臣

二　第二十八条第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第二十九条第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第三十条第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

第百十四条第一項第三号中「第三十五条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による公示」を「第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理」に、「指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第四項の規定による公示、同条第六項の規定による指定の解除又は区域の変更」を「通知、同条第六項の規定による変更の求め」に、「同条第四項に規定する公示」を「同条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理、同条第七項において準用する同条第五項の規定による通知、同条第七項において準用する同条第六項の規定による変更の求め、第三十五条の二第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告」に改め、「第四十一条第一項及び」を削り、「第四十二条第三項」を「同条第三項」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同条第二項第二号を次のように改める。

二　第三十五条の三第三項の書類に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

第百十七条及び第百十八条を次のように改める。

第百十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条第六項の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により沖縄特例通訳案内士の登録を受けた者

三　第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

二　第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百十九条を削り、第百二十条を第百十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第百二十条　第十四条第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第百二十一条　第十四条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第二条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第二項の表一の項中「第百二十条」を「第百十九条」に改め、同表四の項中「平成二十四年度」を「平成三十四年度」に改め、同表五の項を削り、同表六の項を同表五の項とする。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（不発弾等に関する施策の充実）

第五条の二　国は、沖縄における今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるもの（以下この条において「不発弾等」という。）が沖縄の振興の支障となっていることに鑑み、その処理の促進を図るため、当分の間、地方公共団体の協力を得て、不発弾等の調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実について適切な配慮をするものとする。

附則第七条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「日に」の下に「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。次項及び次条において「平成二十四年一部改正法」という。）による改正前の」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「日に」の下に「平成二十四年一部改正法による改正前の」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第八条第一項中「規定による」を削り、「者は、」の下に「平成二十四年一部改正法による改正前の」を加え、同条第二項中「規定による」を削り、「法人は、」の下に「平成二十四年一部改正法による改正前の」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二条第一項の改正規定並びに附則第三条第五項及び第八条並びに附則第二十一条（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）附則第四条第一項の改正規定に限る。）の規定　公布の日

二　附則第十八条の規定　この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

三　附則第十九条の規定　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行の日

（経過措置）

第二条　地方公共団体が、この法律による改正前の沖縄振興特別措置法（以下「旧法」という。）第六条第七項の規定による同意を得た観光振興計画（旧法第七条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意観光振興計画」という。）に定められた観光振興地域の区域内において旧法第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設を平成二十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2　地方公共団体が、旧法第二十八条第七項の規定による同意を得た情報通信産業振興計画（旧法第二十九条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意情報通信産業振興計画」という。）に定められた情報通信産業振興地域の区域内において旧法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を平成二十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第三十二条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3　地方公共団体が、旧法第三十五条第一項の規定により指定された産業高度化地域の区域内において旧法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化事業の用に供する設備を平成二十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第三十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。